

子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方(素案)について

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という)における保育料については、世帯の所得の状況等を勘案して、現行の幼稚園・保育所の保育料の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である区が定めることとされている。

このため、新制度における適切な保育料について、中野区子ども・子育て会議に対して意見を求めた。その意見を踏まえ、新制度における保育料の考え方を以下のとおりまとめた。

1 平成24年度の中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会で申し送られた検討項目に関する基本的考え方は以下のとおりである。

- 現行の認可保育所保育料の水準は、総運営経費に占める利用者負担割合が低いことから、国の基準額まで保育料の見直しを行っていく。ただし、認可保育所保育料は、平成26年度から2年間の経過措置を行っており、経過措置終了後に見直しを行う。
- 幼稚園保育料と認可保育所保育料とを比較すると、幼稚園利用者の負担がやや高いことから、負担の公平化を図る必要がある。
- 現在、区立幼稚園の保育料は一律であるのに対し、私立幼稚園の保護者負担額は、就園奨励費により実質的な応能負担となっている。負担の公平化を図る観点から、区立幼稚園保育料も私立幼稚園と同様の応能負担へ変更する。

2 新制度における保育料について

(1) 幼稚園等の保育料について

新制度に移行する私立幼稚園等は、区が定めた保育料を徴収することになることから、新制度に移行する区立幼稚園と共に保育料を定める必要がある。

ア 現行の保育料

区立幼稚園は一律の保育料負担であり、私立幼稚園は園が定める保育料を納入後、区が就園奨励費等により保護者補助を行い、応能負担としている。

イ 新制度における保育料【参考資料1】

以下の保育料とすることで、公立私立幼稚園の保育料負担の公平化を図る。

- ① 新制度に移行する私立幼稚園等における保育料は、国の定めた就園奨励費をベースとした所得別の水準に、現在の私立幼稚園保護者補助金を加味した額とする。
- ② 公私立幼稚園利用者の負担公平化の観点から、区立幼稚園の保育料も私立幼稚園等と同様の応能負担に改める。

- ③ 現行の入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられ、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として負担を求める費用は、所得に応じて区が定める保育料を毎月徴収することにより賄うことが基本とされている。このことから、区立幼稚園の入園料については廃止する。
- ④ 私立幼稚園等は、公定価格(国で定める運営費)で賄えない経費については、保護者に特定負担額を求める場合がある(いわゆる上乗せ徴収)。この特定負担額については、認可保育所利用との公平化の観点から保護者への補助を検討していく。

(2) 認可保育所等の保育料

新制度では、国の方針として区民税を基にする方針である。また、新制度では、保育短時間認定という区分が新設されており、保育短時間認定に関する保育料を設定する必要がある。

ア 現行の保育料

保育の利用時間にかかわらず、所得税額に基づき、4月に保育料が決定されている。

また、認可保育所保育料は平成26年4月に改定を行い、平成26、27年度の2年間について、経過措置を行っている。

イ 新制度における保育料【参考資料2】

- ① 利用者の書類提出等の負担を軽減するため、区が情報を有している区民税に基づく階層決定へ変更する。なお、現在実施している経過措置は、引き続き平成27年度も実施する。
- ② 区民税による保育料の算定は、年2回となる。4月～8月の保育料は、前年度の区民税より進級を反映して算定し、9月～3月の保育料は、6月に決定される当該年度の区民税により算定する。この仕組みについて、適切な周知を行っていく。
- ③ 保育短時間認定の保育料については、国の考え方にに基づき、保育標準時間認定の概ね98.3%とする。
- ④ 就労時間の関係から、施設等で定める保育短時間利用時間帯を超えて保育が必要な場合等は、保育標準時間認定されることも可能となっている。したがって、保育短時間認定の延長保育は、急な勤務時間の変更等による1日を単位とした利用のみになると考えられる。このため、保育短時間認定の延長保育料は、11時間の開所時間内であれば、保育標準時間認定保育料を考慮した延長保育料とする。ただし、11時間の開所時間を超えて延長保育を実施する場合は、保育標準時間認定と同様の負担とする。なお、私立保育園においては、区立保育園を参考に私立保育園が定めることとなる。

(3) 家庭的保育事業等の給食の提供が無い場合の保育料

新制度では、給食の提供が基本となるが、その体制が整うまでは経過措置を適用し、弁

当持参を継続する事業も想定される。この場合の保育料を定める必要がある。

ア 現行の保育料

弁当を持参している家庭的保育事業等については、認可保育所保育料より減額した保育料負担となっている。

イ 新制度における保育料

給食の提供が必須とされている事業については、弁当持参の期間は、区民税ベースに置き換えた現在の家庭的保育事業等の保育料負担とする。

3 その他

(1) 第2子以降の負担軽減について

同一世帯の複数の子どもが、幼稚園、認可保育所等を利用する場合には、認定区分により第2子以降の子どもについて負担軽減措置を行うこととする。

(2) 今後の負担の公平化について

幼稚園、認可保育所等の所得階層区分に違いがある。国の動向を踏まえて階層設定のバランスを図っていく。

4 今後の予定

平成26年

12月中旬 意見交換会

平成27年

1月11日 区報でパブリック・コメント手続きの予告（案件名、意見募集期間）

1月下旬 パブリック・コメント手続き期間 1月27日～2月16日

2月 区議会 第1回定例会にて議案提出

5 参考【参考資料3】

中野区子ども・子育て会議「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について」（報告）

1号認定(教育標準時間認定)の保育料(案)

(円)

階層区分	推定年収	利用者負担	区の保護者補助を反映した 実質的負担額
生活保護世帯	—	0	0
区民税非課税世帯 (区民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100	0
区民税所得割 77,100円以下	～360万円	16,100	4,100
区民税所得割 77,101円以上 211,200円以下	～680万円	20,500	8,500
区民税所得割 211,201円以上	681万円～	25,700	13,700

※給付単価を限度とする。

※「推定年収」は国資料によるもので、夫婦(片働き)で子ども2人の場合の大まかな目安である。
(年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定)

※利用者負担も国資料によるもので、実際の保育料等の全国平均値から就園奨励費補助の単価を差し引いたものである。

2号認定・3号認定(保育所等)保育料徴収基準(案)

現行階層

階層		階層定義			
本則	経過措置				
A	A	生活保護受給世帯			
B	B	非課税世帯	住民税非課税世帯		
C1	C1		前年度分住民税均等割のみ		
C2	C2		前年度分住民税所得割	8,500 円	未満
C3	C3	A階層を除き前年分所得税課税世帯	// 8,500 円 以上		
D1	D1		1,500 円 未満		
D2	D2		1,500 円 以上	8,500 円	未満
D3	D3		8,500 円 以上	15,000 円	未満
D4	D4		15,000 円 以上	16,801 円	未満
	D5		16,801 円 以上	30,000 円	未満
D5	D6		30,000 円 以上	45,000 円	未満
D6	D7		45,000 円 以上	60,000 円	未満
D7	D8		60,000 円 以上	75,000 円	未満
D8	D9		75,000 円 以上	90,000 円	未満
D9	D10		90,000 円 以上	113,000 円	未満
D10	D11		113,000 円 以上	120,000 円	未満
	D12		120,000 円 以上	143,000 円	未満
D11	D13		143,000 円 以上	150,000 円	未満
	D14		150,000 円 以上	173,000 円	未満
D12	D15		173,000 円 以上	180,000 円	未満
	D16		180,000 円 以上	203,000 円	未満
D13	D17		203,000 円 以上	210,000 円	未満
	D18		210,000 円 以上	233,000 円	未満
D14	D19		233,000 円 以上	240,000 円	未満
	D20		240,000 円 以上	263,000 円	未満
D15	D21		263,000 円 以上	270,000 円	未満
	D22		270,000 円 以上	293,000 円	未満
D16	D23		293,000 円 以上	323,000 円	未満
D17	D24		323,000 円 以上	353,000 円	未満
D18	D25		353,000 円 以上	360,000 円	未満
	D26		360,000 円 以上	390,000 円	未満
	D27		390,000 円 以上	428,000 円	未満
D19	D28		428,000 円 以上	450,000 円	未満
	D29		450,000 円 以上	503,000 円	未満
D20	D30		503,000 円 以上	578,000 円	未満
D21	D31		578,000 円 以上	600,000 円	未満
	D32		600,000 円 以上	653,000 円	未満
D22	D33		653,000 円 以上	803,000 円	未満
D23	D34		803,000 円 以上	1,200,000 円	未満
D24	D35		1,200,000 円 以上	1,800,000 円	未満
D25	D36		1,800,000 円 以上	2,400,000 円	未満
D26	D37		2,400,000 円 以上	3,000,000 円	未満
D27	D38		3,000,000 円 以上		

平成27年度階層案(所得割合7対3)

階層		階層定義			
本則	経過措置				
A	A	生活保護受給世帯			
B	B	現年度分住民税非課税世帯			
C1	C1	現年度分住民税均等割のみ			
C2	C2	現年分区民税所得割額	24,300 円 未満		
C3	C3		24,300 円 以上	48,600 円	未満
D1	D1		48,600 円 以上	51,000 円	未満
D2	D2		51,000 円 以上	53,000 円	未満
D3	D3		53,000 円 以上	55,000 円	未満
D4	D4		55,000 円 以上	57,000 円	未満
	D5		57,000 円 以上	60,000 円	未満
D5	D6		60,000 円 以上	79,000 円	未満
D6	D7		79,000 円 以上	97,000 円	未満
D7	D8		97,000 円 以上	115,000 円	未満
D8	D9		115,000 円 以上	133,000 円	未満
D9	D10		133,000 円 以上	161,000 円	未満
D10	D11		161,000 円 以上	169,000 円	未満
	D12		169,000 円 以上	190,000 円	未満
D11	D13		190,000 円 以上	195,000 円	未満
	D14		195,000 円 以上	211,000 円	未満
D12	D15		211,000 円 以上	215,000 円	未満
	D16		215,000 円 以上	231,000 円	未満
D13	D17		231,000 円 以上	236,000 円	未満
	D18		236,000 円 以上	252,000 円	未満
D14	D19		252,000 円 以上	257,000 円	未満
	D20		257,000 円 以上	273,000 円	未満
D15	D21		273,000 円 以上	278,000 円	未満
	D22		278,000 円 以上	292,000 円	未満
D16	D23		292,000 円 以上	303,000 円	未満
D17	D24		303,000 円 以上	315,000 円	未満
D18	D25		315,000 円 以上	317,000 円	未満
	D26		317,000 円 以上	329,000 円	未満
	D27		329,000 円 以上	342,000 円	未満
D19	D28		342,000 円 以上	350,000 円	未満
	D29		350,000 円 以上	370,000 円	未満
D20	D30		370,000 円 以上	397,000 円	未満
D21	D31		397,000 円 以上	405,000 円	未満
	D32		405,000 円 以上	425,000 円	未満
D22	D33		425,000 円 以上	482,000 円	未満
D23	D34		482,000 円 以上	615,000 円	未満
D24	D35		615,000 円 以上	786,000 円	未満
D25	D36		786,000 円 以上	908,000 円	未満
D26	D37		908,000 円 以上	1,031,000 円	未満
D27	D38		1,031,000 円 以上		

保育料(標準時間認定)

3歳未満児	3歳児	4・5歳児
0	0	0
0	0	0
1,900円	1,300円	1,300円
2,400円	2,000円	2,000円
3,100円	2,700円	2,600円
6,700円	5,600円	5,600円
8,300円	7,300円	7,200円
9,400円	9,300円	9,200円
14,300円	10,900円	10,800円
15,400円		
19,100円	12,700円	12,600円
21,400円	14,300円	14,200円
23,600円	15,800円	15,700円
25,100円	17,000円	16,900円
27,500円	18,200円	18,000円
27,500円	19,500円	18,200円
29,200円		
29,600円	20,700円	18,400円
31,000円		
31,500円	21,600円	18,600円
32,500円		
33,500円	22,600円	18,800円
34,200円		
35,200円	22,900円	19,000円
35,700円		
37,000円	23,200円	19,200円
37,200円		
38,500円	23,500円	19,400円
40,000円	23,800円	19,600円
41,700円	24,100円	19,800円
43,200円		
43,400円		
46,000円	24,400円	20,000円
46,100円		
48,900円	24,700円	20,200円
49,400円	25,000円	20,400円
51,300円		
53,700円	25,300円	20,600円
57,500円	25,600円	20,800円
61,800円	27,100円	21,800円
66,100円	28,600円	22,800円
70,400円	30,100円	23,800円
74,700円	31,600円	24,800円

保育料(短時間認定)

3歳未満児	3歳児	4・5歳児
0	0	0
0	0	0
1,800円	1,200円	1,200円
2,300円	1,900円	1,900円
3,000円	2,600円	2,500円
6,500円	5,500円	5,500円
8,100円	7,100円	7,000円
9,200円	9,100円	9,000円
14,000円	10,700円	10,600円
15,100円		
18,700円	12,400円	12,300円
21,000円	14,000円	13,900円
23,100円	15,500円	15,400円
24,600円	16,700円	16,600円
27,000円	17,800円	17,600円
27,000円	19,100円	17,800円
28,700円		
29,000円	20,300円	18,000円
30,400円		
30,900円	21,200円	18,200円
31,900円		
32,900円	22,200円	18,400円
33,600円		
34,600円	22,500円	18,600円
35,000円		
36,300円	22,800円	18,800円
36,500円		
37,800円	23,100円	19,000円
39,300円	23,300円	19,200円
40,900円	23,600円	19,400円
42,400円		
42,600円		
45,200円	23,900円	19,600円
45,300円		
48,000円	24,200円	19,800円
48,500円	24,500円	20,000円
50,400円		
52,700円	24,800円	20,200円
56,500円	25,100円	20,400円
60,700円	26,600円	21,400円
64,900円	28,100円	22,400円
69,200円	29,500円	23,300円
73,400円	31,000円	24,300円

標準時間と短時間との差額

3歳未満児	3歳児	4・5歳児
0	0	0
0	0	0
-100円	-100円	-100円
-100円	-100円	-100円
-100円	-100円	-100円
-200円	-100円	-100円
-200円	-200円	-200円
-200円	-200円	-200円
-300円	-200円	-200円
-300円		
-400円	-300円	-300円
-400円	-300円	-300円
-500円	-300円	-300円
-500円	-300円	-300円
-500円	-400円	-400円
-500円	-400円	-400円
-600円		
-600円	-400円	-400円
-600円		
-600円	-400円	-400円
-600円		
-600円	-400円	-400円
-700円		
-700円	-400円	-400円
-700円		
-800円	-500円	-400円
-800円		
-800円		
-800円	-500円	-400円
-800円		
-900円	-500円	-400円
-900円	-500円	-400円
-900円		
-1,000円	-500円	-400円
-1,000円	-500円	-400円
-1,100円	-500円	-400円
-1,200円	-500円	-400円
-1,200円	-600円	-500円
-1,300円	-600円	-500円

当面給食の提供を行わない事業(家庭的保育事業者)

現行				
階層	階層定義			保育料
A	生活保護受給世帯			0
B	A階層を 所得税を除き前年分 所得税課税世帯	住民税非課税世帯		0
C		前年度分住民税均等割のみ		2,000円
D1		前年分 所得税	50,000 円 未満	8,000円
D2			50,000 円 以上 103,000 円 未満	16,000円
D3			103,000 円 以上 203,000 円 未満	21,000円
D4			203,000 円 以上 428,000 円 未満	27,000円
D5			428,000 円 以上 653,000 円 未満	34,000円
D6	653,000 円 以上		40,000円	

平成27年度～				
階層	階層定義			保育料
A	生活保護受給世帯			0
B	現年度分住民税非課税世帯			0
C	現年度分住民税均等割のみ			2,000円
D1	現 年 分 区 民 税 所 得 割 額	85,000 円 未満		8,000円
D2		85,000 円 以上	149,000 円 未満	16,000円
D3		149,000 円 以上	231,000 円 未満	21,000円
D4		231,000 円 以上	342,000 円 未満	27,000円
D5		342,000 円 以上	425,000 円 未満	34,000円
D6		425,000 円 以上		40,000円

平成26年11月18日

中 野 区 長
田 中 大 輔 殿

中野区子ども・子育て会議
会長 網 野 武 博

子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について(報告)

中野区子ども子育て会議の調査審議事項として、意見を求められていた「保育園・幼稚園等の総運営経費を勘案した利用者負担のあり方」等について検討し、「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について」の意見を別紙のとおりとりまとめたので報告します。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という）における利用者負担については、世帯の所得の状況等勘案して定めることとされ、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である区が定めることとされている。

新制度における適切な利用者負担に関して、平成 24 年度の中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会の答申で申し送られた検討項目及び新制度における利用者負担額について、子ども・子育て会議において取りまとめられた内容を報告する。

1 中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会で申し送られた検討項目について

（１）認可保育所保育料について、総運営経費から、利用者が負担すべき額について

○現行の保育料水準は、総運営経費に占める利用者負担割合が低いことから、国の基準額まで保育料の見直しが必要である。【資料 1】

（２）幼稚園保育料について、認可保育所保育料との負担額の公平性確保について

○幼稚園利用者の負担がやや高いことから、公平化を図る必要がある。【資料 2】

（３）公私立の幼稚園保護者負担額の公平性についての再検証について

○区立幼稚園の保育料は、私立幼稚園より低い傾向があり、公平化を図る必要がある。

○負担の公平化のため、区立幼稚園保育料も応能負担へ変更する必要がある。

○ただし、認可保育所保育料の見直しの時期については、平成 26 年度から 2 年間の経過措置期間中であることから、経過措置終了後に見直しを行っていくことが適切である。

2 新制度における保育料について

（１）幼稚園等を利用する児童の保育料

現在は、区立幼稚園では一律の保育料負担、私立幼稚園は園が定める保育料を納入後、就園奨励等により保護者補助を行うことで実質的な応能負担になっている。新制度では、区が定めた保育料を私立幼稚園も徴収することとなることから、幼稚園の保育料を設定する必要がある。

○保育料は、国の定めた就園奨励費をベースとした所得別の水準に、現在の保護者補助金を加味した額とすることが適切である。【資料 3】

○公私立幼稚園利用者の負担公平化の観点から、区立幼稚園も私立幼稚園と同様の応能負担に移行することが適切である。

○入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられ、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として負担を求める費用は、所得に応じて区が定める保育料を毎月徴収することにより賄うことが基本とされている。このことから、区立幼稚園の入園料について徴収しない方向で検討する必要がある。

○私立幼稚園において、公定価格(国で定める運営費)で賄えない経費については、特定負担額を徴収する(いわゆる上乗せ徴収)こととなる。この徴収に関しては補助が必要と考えるが、その補助内容は、今後検討が必要である。

(2) 認可保育所等を利用する児童の保育料【資料 4】

現在は、保育の利用時間にかかわらず、所得税額に基づき、保育料が決定されている。新制度では、国の方針として住民税を基にする方針である。

○利用者の書類提出等の負担を軽減する意味からも、国と同様に所得税による階層決定から区が情報を有している区民税による階層決定への移行を行うべきである。なお、現在実施している経過措置は、引き続き平成 27 年度も実施することが適切である。

○区民税への変更に関しては、所得税との控除の種類や金額の相違や、旧年少扶養控除の再算定の廃止から、収入に変更がなくても保育料の階層が変更となり、負担額が増減するケースが生じてしまうが、制度改正時でありやむを得ないものとする。そのため適切な周知を行っていく必要がある。

(3) 認可保育所等を利用する児童（保育短時間認定）の保育料

新制度では、おおむね 1 日 8 時間まで認可保育所等を利用する保育短時間認定という区分が新設されており、保育短時間認定に関しても保育料を設定する必要がある。

○国の考え方にに基づき、保育標準時間認定の場合のおおむね 98.3%の保育料が適切である。

○保育短時間認定で延長保育が必要な場合の延長保育料は、保育標準時間認定の保育料を上限とすることが考えられる。ただし、通常の開所時間を超えて延長保育を実施する場合は、応分の負担を求めることが適切である。また、この点は、国においても検討中であり、その結果を適切に反映する必要がある。

(4) 家庭的保育事業等の給食の提供が無い場合の保育料

現在、保護者が弁当を持参している家庭的保育事業等については、認可保育所保育料より減額した保育料負担となっている。新制度では、給食の提供が基本となるが、給食の提供体制が整うまでは、弁当持参を継続する必要がある。

○給食の提供が必須とされている事業については、弁当持参の期間は、区民税ベースに置き換えた現在の家庭的保育事業等の保育料負担とし、給食の提供が可能になった時点で、保育標準時間認定または保育短時間認定の保育料負担とすることが適切である。

(5) その他

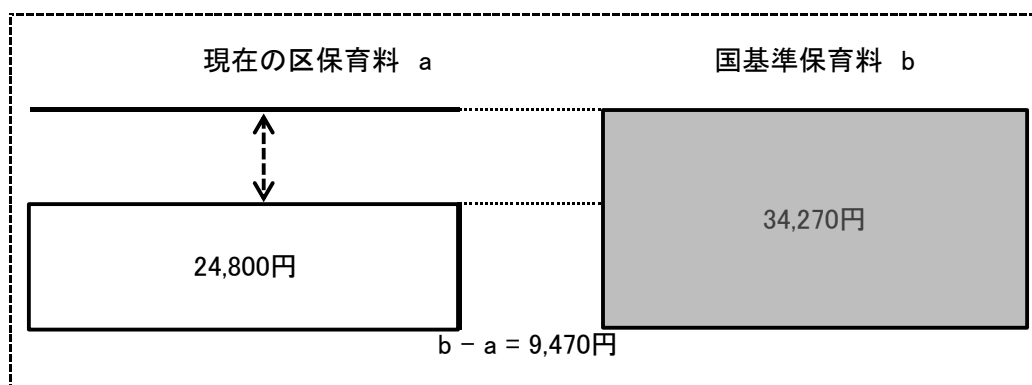
○同一世帯の複数の子どもが、幼稚園、認可保育所等を利用する場合には、認定区分により第 2 子以降の子どもについて負担軽減措置を行うことが適切である。

○幼稚園、認可保育所等の所得階層区分に違いがある。将来的には、国の動向を踏まえて階層設定のバランスを図っていくことが必要である。

区内私立保育所総運営経費から見た保育料イメージ

1 区内私立保育園運営経費財源内訳構成イメージ(平成24年度決算 単位千円)

保育所運営費	区加算運営費 38%		
	都補助金 3%		
	国が定める運営経費基準額	国負担 15%	
		都負担 8%	
		区負担 8%	
		区の負担 (保育料差額分) 16%	国基準の保育料 28%
		保育料 12%	

2 児童一人あたりの月額保育(平成26年度中野区4歳最高額)
(実際は、最高額から収入に応じて減額される)

認可保育所と幼稚園の利用者負担額比較(最高額)

(単位:円)

	認可保育所		区立幼稚園	私立幼稚園
	3歳児	4・5歳児	3～5歳児	3～5歳児
保育料(月額)	31,600	24,800	11,350	13,700
保育料(年額)	379,200	297,600	136,200	164,400
保育料(日額)	1,294	1,016	678	818
給食費	300	300	0	0
日額保育料(除く給食費)	994	716	678	818
保育時間	11	11	8	8
1時間当たりの負担額	90	65	85	102

- ※ 保育料(日額)は保育料(月額)を24年度の保育必要日数(保育園293日、幼稚園201日)で除算して算出している。
- ※ 幼稚園の保育時間には、園児帰宅後の職員の勤務時間(翌日の保育の準備等の時間)も含めて算出している。
- ※ 平成25年3月「中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会答申」資料11を認可保育所保育料を現行金額に修正し作成した。
また、私立幼稚園については、国が示している保育料等の全国平均値(25,700円)から区の保護者補助(12,000円)を控除した額をもとに算出した。

国が示す教育標準時間認定の場合の利用者負担の
イメージと区の保護者補助を反映した実質的負担額

(円)

階層区分	推定年収	利用者負担	区の保護者補助を反映した実質的負担額
生活保護世帯	—	0	0
区民税非課税世帯 (区民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100	0
区民税所得割 77,100円以下	～360万円	16,100	4,100
区民税所得割 77,101円以上 211,200円以下	～680万円	20,500	8,500
区民税所得割 211,201円以上	681万円～	25,700	13,700

※給付単価を限度とする。

※「推定年収」は国資料によるもので、夫婦(片働き)で子ども2人の場合の大まかな目安である。
(年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定)

※利用者負担も国資料によるもので、実際の保育料等の全国平均値から就園奨励費補助の単価を差し引いたものである。

2号認定・3号認定(保育所等)保育料徴収基準(シミュレーション)

現行階層

階層		階層定義			
本則	経過措置				
A	A	生活保護受給世帯			
B	B	非課税世帯	住民税非課税世帯		
C1	C1		前年度分住民税均等割のみ		
C2	C2		前年度分住民税所得割	8,500 円	未満
C3	C3	A階層を除き前年分所得税課税世帯	// 8,500 円 以上		
D1	D1		1,500 円 未満		
D2	D2		1,500 円 以上	8,500 円	未満
D3	D3		8,500 円 以上	15,000 円	未満
D4	D4		15,000 円 以上	16,801 円	未満
	D5		16,801 円 以上	30,000 円	未満
D5	D6		30,000 円 以上	45,000 円	未満
D6	D7		45,000 円 以上	60,000 円	未満
D7	D8		60,000 円 以上	75,000 円	未満
D8	D9		75,000 円 以上	90,000 円	未満
D9	D10		90,000 円 以上	113,000 円	未満
D10	D11		113,000 円 以上	120,000 円	未満
	D12		120,000 円 以上	143,000 円	未満
D11	D13		143,000 円 以上	150,000 円	未満
	D14		150,000 円 以上	173,000 円	未満
D12	D15		173,000 円 以上	180,000 円	未満
	D16		180,000 円 以上	203,000 円	未満
D13	D17		203,000 円 以上	210,000 円	未満
	D18		210,000 円 以上	233,000 円	未満
D14	D19		233,000 円 以上	240,000 円	未満
	D20		240,000 円 以上	263,000 円	未満
D15	D21		263,000 円 以上	270,000 円	未満
	D22		270,000 円 以上	293,000 円	未満
D16	D23		293,000 円 以上	323,000 円	未満
D17	D24		323,000 円 以上	353,000 円	未満
D18	D25		353,000 円 以上	360,000 円	未満
	D26		360,000 円 以上	390,000 円	未満
	D27		390,000 円 以上	428,000 円	未満
D19	D28		428,000 円 以上	450,000 円	未満
	D29		450,000 円 以上	503,000 円	未満
D20	D30		503,000 円 以上	578,000 円	未満
D21	D31		578,000 円 以上	600,000 円	未満
	D32		600,000 円 以上	653,000 円	未満
D22	D33		653,000 円 以上	803,000 円	未満
D23	D34		803,000 円 以上	1,200,000 円	未満
D24	D35		1,200,000 円 以上	1,800,000 円	未満
D25	D36		1,800,000 円 以上	2,400,000 円	未満
D26	D37		2,400,000 円 以上	3,000,000 円	未満
D27	D38		3,000,000 円 以上		

平成27年度階層案(所得割合7対3)

階層		階層定義			
本則	経過措置				
A	A	生活保護受給世帯			
B	B	現年度分住民税非課税世帯			
C1	C1	現年度分住民税均等割のみ			
C2	C2	現年分区民税所得割額	24,300 円 未満		
C3	C3		24,300 円 以上	48,600 円	未満
D1	D1		48,600 円 以上	51,000 円	未満
D2	D2		51,000 円 以上	53,000 円	未満
D3	D3		53,000 円 以上	55,000 円	未満
D4	D4		55,000 円 以上	57,000 円	未満
	D5		57,000 円 以上	60,000 円	未満
D5	D6		60,000 円 以上	79,000 円	未満
D6	D7		79,000 円 以上	97,000 円	未満
D7	D8		97,000 円 以上	115,000 円	未満
D8	D9		115,000 円 以上	133,000 円	未満
D9	D10		133,000 円 以上	161,000 円	未満
D10	D11		161,000 円 以上	169,000 円	未満
	D12		169,000 円 以上	190,000 円	未満
D11	D13		190,000 円 以上	195,000 円	未満
	D14		195,000 円 以上	211,000 円	未満
D12	D15		211,000 円 以上	215,000 円	未満
	D16		215,000 円 以上	231,000 円	未満
D13	D17		231,000 円 以上	236,000 円	未満
	D18		236,000 円 以上	252,000 円	未満
D14	D19		252,000 円 以上	257,000 円	未満
	D20		257,000 円 以上	273,000 円	未満
D15	D21		273,000 円 以上	278,000 円	未満
	D22		278,000 円 以上	292,000 円	未満
D16	D23		292,000 円 以上	303,000 円	未満
D17	D24		303,000 円 以上	315,000 円	未満
D18	D25		315,000 円 以上	317,000 円	未満
	D26		317,000 円 以上	329,000 円	未満
	D27		329,000 円 以上	342,000 円	未満
D19	D28		342,000 円 以上	350,000 円	未満
	D29		350,000 円 以上	370,000 円	未満
D20	D30		370,000 円 以上	397,000 円	未満
D21	D31		397,000 円 以上	405,000 円	未満
	D32		405,000 円 以上	425,000 円	未満
D22	D33		425,000 円 以上	482,000 円	未満
D23	D34		482,000 円 以上	615,000 円	未満
D24	D35		615,000 円 以上	786,000 円	未満
D25	D36		786,000 円 以上	908,000 円	未満
D26	D37		908,000 円 以上	1,031,000 円	未満
D27	D38		1,031,000 円 以上		

保育料(標準時間認定)

3歳未満児	3歳児	4・5歳児
0	0	0
0	0	0
1,900円	1,300円	1,300円
2,400円	2,000円	2,000円
3,100円	2,700円	2,600円
6,700円	5,600円	5,600円
8,300円	7,300円	7,200円
9,400円	9,300円	9,200円
14,300円	10,900円	10,800円
15,400円		
19,100円	12,700円	12,600円
21,400円	14,300円	14,200円
23,600円	15,800円	15,700円
25,100円	17,000円	16,900円
27,500円	18,200円	18,000円
27,500円	19,500円	18,200円
29,200円		
29,600円	20,700円	18,400円
31,000円		
31,500円	21,600円	18,600円
32,500円		
33,500円	22,600円	18,800円
34,200円		
35,200円	22,900円	19,000円
35,700円		
37,000円	23,200円	19,200円
37,200円		
38,500円	23,500円	19,400円
40,000円	23,800円	19,600円
41,700円	24,100円	19,800円
43,200円		
43,400円		
46,000円	24,400円	20,000円
46,100円		
48,900円	24,700円	20,200円
49,400円	25,000円	20,400円
51,300円		
53,700円	25,300円	20,600円
57,500円	25,600円	20,800円
61,800円	27,100円	21,800円
66,100円	28,600円	22,800円
70,400円	30,100円	23,800円
74,700円	31,600円	24,800円

保育料(短時間認定)

3歳未満児	3歳児	4・5歳児
0	0	0
0	0	0
1,800円	1,200円	1,200円
2,300円	1,900円	1,900円
3,000円	2,600円	2,500円
6,500円	5,500円	5,500円
8,100円	7,100円	7,000円
9,200円	9,100円	9,000円
14,000円	10,700円	10,600円
15,100円		
18,700円	12,400円	12,300円
21,000円	14,000円	13,900円
23,100円	15,500円	15,400円
24,600円	16,700円	16,600円
27,000円	17,800円	17,600円
27,000円	19,100円	17,800円
28,700円		
29,000円	20,300円	18,000円
30,400円		
30,900円	21,200円	18,200円
31,900円		
32,900円	22,200円	18,400円
33,600円		
34,600円	22,500円	18,600円
35,000円		
36,300円	22,800円	18,800円
36,500円		
37,800円	23,100円	19,000円
39,300円	23,300円	19,200円
40,900円	23,600円	19,400円
42,400円		
42,600円		
45,200円	23,900円	19,600円
45,300円		
48,000円	24,200円	19,800円
48,500円	24,500円	20,000円
50,400円		
52,700円	24,800円	20,200円
56,500円	25,100円	20,400円
60,700円	26,600円	21,400円
64,900円	28,100円	22,400円
69,200円	29,500円	23,300円
73,400円	31,000円	24,300円

標準時間と短時間との差額

3歳未満児	3歳児	4・5歳児
0	0	0
0	0	0
-100円	-100円	-100円
-100円	-100円	-100円
-100円	-100円	-100円
-200円	-100円	-100円
-200円	-200円	-200円
-200円	-200円	-200円
-300円	-200円	-200円
-300円		
-400円	-300円	-300円
-400円	-300円	-300円
-500円	-300円	-300円
-500円	-300円	-300円
-500円	-400円	-400円
-500円	-400円	-400円
-600円	-400円	-400円
-600円		
-600円	-400円	-400円
-600円		
-600円	-400円	-400円
-700円		
-700円	-400円	-400円
-700円		
-800円	-500円	-400円
-800円		
-800円		
-800円	-500円	-400円
-800円		
-900円	-500円	-400円
-900円	-500円	-400円
-900円	-500円	-400円
-1,000円		
-1,000円	-500円	-400円
-1,100円	-500円	-400円
-1,200円	-500円	-400円
-1,200円	-600円	-500円
-1,300円	-600円	-500円

当面給食の提供を行わない事業(家庭的保育事業者)

現行			
階層	階層定義		保育料
A	生活保護受給世帯		0
B	A階層を 除き前年分 所得税を課税世帯	住民税非課税世帯	0
C		前年度分住民税均等割のみ	2,000円
D1		50,000 円 未満	8,000円
D2		50,000 円 以上 103,000 円 未満	16,000円
D3		103,000 円 以上 203,000 円 未満	21,000円
D4		203,000 円 以上 428,000 円 未満	27,000円
D5		428,000 円 以上 653,000 円 未満	34,000円
D6		653,000 円 以上	40,000円

平成27年度～

階層	階層定義				保育料
A	生活保護受給世帯				0
B	現年度分住民税非課税世帯				0
C	現年度分住民税均等割のみ				2,000円
D1	現 年 得 分 割 区 民 税	85,000 円 未満			8,000円
D2		85,000 円 以上	149,000 円 未満	16,000円	
D3		149,000 円 以上	231,000 円 未満	21,000円	
D4		231,000 円 以上	342,000 円 未満	27,000円	
D5		342,000 円 以上	425,000 円 未満	34,000円	
D6		425,000 円 以上			40,000円